



環境衛生情報



生活環境課 環境衛生係 Tel 32-3111 内線 47 番

意識を変えて、みんなで守るきれいな空気

ごみの焼却は、平成14年12月1日から一定の例外を除き禁止されました。
例外であっても周辺地域に迷惑になる焼却は認められません。
違法な焼却行為は罰則の対象になります。
ごみは燃やさず、きちんと分別し、指定された日に集積所に出しましょう。

焼却禁止の例外は…

1 次の基準を全て満たす焼却設備での焼却

- 800℃以上で焼却できるもの
- 外気と遮断された状態で定量ずつごみを投入できるもの
- 炉内の温度を測定でき、温度を保つための助燃装置が設けられているもの



ドラム缶やブロック積囲いでの焼却は禁止です。
穴を掘っての焼却(野焼き)も禁止です。

2 法令に基づく処分により行なう焼却

- 病害虫のついた木の枝の焼却
- 伝染病にかかった家畜の死体の焼却

3 公共的若しくは社会の習慣上やむを得ない焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるとして政令で定める焼却

- 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却
 - ・ 凍霜害を防ぐためのわらの焼却



廃タイヤの焼却は認められません。

- 風俗習慣上又は宗教上の行事を行なうために必要な焼却
 - ・ 「どんど焼き」などの地域の伝統行事による焼却
- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行なわれる焼却
 - ・ 田畑でのわらや土手草の焼却、炭焼きなど



廃ビニールの焼却は認められません

- たき火その他日常生活を営むために通常行なわれる焼却で軽微なもの
 - ・ 庭先でのたき火、キャンプファイヤーなど



ごみを燃やすのはたき火ではありません。

★6月9日(土)の ごみ収集は休みです★

毎年6月の第2土曜日は、ごみの収集業務、井戸沢最終処分場の定休日です。ごみ集積所にごみを出さないようお願いいたします。
また、井戸沢最終処分場も閉場となります。

- 交付対象設備
- 太陽光発電設備
 - 太陽熱利用設備
 - 小型ハイブリッド照明設備
 - クリーンエネルギー自動車(ハイブリッド自動車など)
 - 小型風力発電設備
 - 小水力発電設備

上限10万円
新エネルギー導入奨励金
町では地球温暖化防止策の一環として新エネルギー設備の導入を行なった皆さんに奨励金を交付しています。

大切な庭木をアメリカシロヒトリから守るために

アメリカシロヒトリは、年2回

5月下旬から6月中旬、

8月中旬から9月初旬、大量発生します。

庭木や街路樹、

クルミ、桜などの葉を好み、

卵は葉の裏に800粒位

まとめて産み付けられます。

繁殖力も強く周囲にも被害が広がります。

各家庭の責任で駆除しましょう。

巣の見つけ方

幼虫は、集団で生息し糸を吐いて巣をつくるので、葉と枝が絹糸で巻かれたようになります。また、葉のやわらかい部分だけを食べるので、褐色の葉脈だけが残ります。「なんとなくクモの巣が付いているように見える」「食べられた葉が透けて見える」など注意して周りを見渡し、早期発見に努めましょう。

効果的な駆除方法

◎焼くか踏み潰す

幼虫の期間、まだ巣をつくっている間は、巣が『まゆ』のようになっていたので薬剤を散布してもほとんど巣の中まで届きません。この段階ではその枝ごと切って焼くか踏み潰します。

◎薬剤を散布する

巣から出て活発に活動をはじめたときは、薬剤散布が効果的です。

散布するときの注意

必ず帽子、防護メガネ、防護マスク、ゴム手袋などをし、肌が露出しないよう気を付けましょう。

風向きにも十分注意し、

●付近に人がいないか

●洗濯物は干していないかなども確認してください。

※散布前には近所に声をかけ、トラブルのないよう気をつけましょう。

※高齢のアメリカシロヒトリには薬剤は効きにくいようです。

無料で噴霧器を貸し出します

シルバー人材センターに、駆除用動力噴霧器があり無料で貸出しています。周囲の方と協力して散布作業をしましょう。

*町とシルバー人材センターでは直接散布は行っていませんのでご了承ください。

*ここで記載した駆除方法は1本の樹木に対しては効果的ですが、地域ぐるみで共同して駆除することが最も効果的です。大量発生してしまう前に近所で声をかけあい、みんなで駆除しましょう。

問い合わせ先

産業建設課 農林政策係

32-3111(内線26番)

シルバー人材センター

32-2929

ごんごんごんは農業委員会です

■御代田町農業委員会事務局32-3111 内線26・27番

農地造成や農業用施設を建設する時には届出を!

■農業用施設

本来農地を転用する場合には、原則として県知事の許可を受けなければなりません。許可が必要なのは、無秩序な農地の転用を規制し、農地のスプロール化(虫食い状態)を防止することで農業生産の基盤となる優良農地の確保を図る必要があるためです。

■農地造成

ただし、農地に農業用施設を建てる場合には、農地法の適用除外の特例が設けられています。それは農業用施設が農地の付帯施設として農業経営に必要不可欠なものであるからです。温室や育苗施設、作業場など農業経営に必要な施設に転用する場合で、転用する農地の面積が2アール未満であるときは許可は必要はありません。この場合、農業委員会に『農業用施設に供することの届出書』を提出してください。ただし、面積は建設する施設の建築面積ではなく、侵入路、駐車場など耕作できなくなる面積の合計です。また、その農地が農業振興地域内の農用地であるときは、町の『農業振興地域整備計画変更』に基づき、用途区分の変更が必要です。事前に産業建設課農林政策係にお問い合わせください。

自分の農地が、道路と落差があり耕作の支障となったり、土質が悪いので耕土を入れ替える、暗渠排水を布設するなど、いわゆる農地造成をする場合は、事前に『農地造成等届出書』を提出してください。

農地利用が目的の整備ですから、造成後の営農計画を立てていただき、農地として活用していただきます。他の目的に使用できません。農地転用は、最低3年間でなくなりません。